

一般社団法人 延岡観光協会画像利用規約

1. 画像貸出の趣旨

本サイトに登録されている画像は、一般社団法人 延岡観光協会が、延岡市の観光振興を目的とした広報活動に利用していただくために、無償で下記条件の下における利用を許諾するものです。

2. 権利の帰属

画像は、著作権法その他の無体財産権に関する法令及び条例によって保護されています。

画像の著作権は、当協会及び協会に画像を提供した第三者に帰属します。そのため画像は、著作権法上認められた例外を除き、使用許諾権を持つ協会の許可なく無断で転載、複製、販売及び貸与等の利用をすることはできません。

画像は、本規約に規定される条件のもとで使用許諾するものであり、当協会は、使用許諾後も引き続き画像の使用許諾権を保持します。

3. 使用権旨

利用者は、善良な管理者の注意をもって画像を取り扱わなくてはなりません。

4. 使用許諾の範囲

延岡市の観光振興につながる広報活動に対し、次の(1)から(10)に該当しないものに限り画像の使用を許諾します。

- (1)延岡市の観光振興に寄与できないと判断できるもの
- (2)有料で販売する商品や書類に掲載するもの
- (3)宗教目的を意図するもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)犯罪行為に結びつくもの
- (6)第三者等の著作権を侵害するもの
- (7)第三者等の財産、プライバシー等を侵害するもの
- (8)第三者等を誹謗中傷するもの
- (9)選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの
- (10)その他、各種法令に反するもの

5. 利用方法

- (1)画像の使用は、1申請で1回限りとします。別目的で使用する場合は、同一画像であっても再度申請を行ってください。
- (2)クレジットは「一般社団法人 延岡観光協会」と表記してください。

6. 使用後の取扱い

利用者は、第三者等の不正使用防止の為、成果物等が完成した後速やかに、制作過程で保存した全てのデータを消去するものとします。

7. 禁止事項

- (1) 4 に規定する使用許諾範囲を超えて、画像を当協会に無断で使用することを禁じます。
- (2) 本規約に基づく権利を第三者に譲渡し、画像を転貸し、または画像の用途を変更することを禁じます。
- (3) 使用した画像を単独又はそれに近い形で製品化し、販売などの商行為に利用することを禁じます。
- (4) 画像のトリミング・切り抜き等により、イメージを変更または損なうことを禁じます。
- (5) 画像の色調の補正等、当初の画像のイメージを変更することを禁じます。
- (6) 画像を拡大しての使用により、イメージを著しく損なうような使用は禁じます。

8. 規約違反

- (1) 本規約に違反した場合、許諾された使用权は告知なく即時消滅します。
- (2) 利用者が本規約のいずれかに違反した場合、または当協会との信頼関係が失われるような行為が認められた場合には、当協会はいつでも画像の使用を差し止めることができるものとします。また、以降の画像の貸出をお断りする場合があります。

9. 免責

- (1) 画像の使用は、利用者の責任にて行ってください。画像の使用により損害又は不利益が生じたとしても、当協会は、その損害又は不利益について、一切責任を負いません。
- (2) 当協会は、画像の内容について、その正確性、有用性及び完全性等を保証するものではありません。また、当該内容に起因して利用者その他第三者に不利益又は損害が発生したとしても、当協会は、協会の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切責任を負いません。
- (3) 画像の被写体としての人物、物品及び場所等に関する肖像権、商標権、著作権、特許権及び利用権等の権利の処理が必要な場合は利用者が行うものとします。当協会は、これらの諸権利に起因する紛争等について一切責任を負いません。

10. 成果品の提出

利用者は、画像を使用し、制作した成果物を、後日協会へ提出しなければなりません。

新聞・雑誌・書籍等出版物への掲載の場合、利用者は、完成印刷物 1 部を当協会事務局に送付しなければなりません。

テレビ等のメディアへ掲出の場合は、掲出日・放映日等を当協会事務局に連絡しなければなりません。

WEB 等へ掲出の場合は、掲出日・URL 等を当協会事務局に連絡しなければなりません。

【成果品提出先】

一般社団法人 延岡観光協会

〒882-0053

宮崎県延岡市幸町 2 丁目 125

電話番号：0982-29-2155

ファックス：0982-29-2025

メールアドレス：info@nobekan.jp